平成21年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

と き 平成21年12月24日 (木) ところ 岐阜県議会棟第1会議室

岐 阜 県

午後1時30分開会

【事務局(瀬上林政課技術総括監)】

本日は、委員の皆様方におかれましては年末の何かとお忙しい中、岐阜県森林審議会にご 出席をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから 平成21年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。最初に、森 林政部長よりごあいさつ を申し上げます。

【森 林政部長】

皆様、ご苦労さまです。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。さて、この会を始めるにあたりまして最近の森林・林業を取り巻く状況について若干説明したいと思います。今年は大変な年ということで、政権交代がございました。この政権交代にともなう林業行政の変化、そのあたりにつきましては、後ほど議事の中のその他の林政の動向でご説明申し上げたいと思います。経済状況は極めて厳しくなっております。ご存知のように昨年の世界的な恐慌に近いような、経済危機が今年になりまして、森林・林業関係に大きく影響していると思います。特に住宅着工というものが、今年は80万戸を切るのではないかと言われております。これは平年ですと100万戸を超えておりますので、20から30%の減ということで、木材は動かない。当然、お金も動かない。安くてそのままになっているという状況になっております。一方、外材も日本に入りにくくなっているということで、安く大量に国産材をいかに手に入れるのかというのが、これからの日本の林業の大きな流れになってくるだろうと思っております。

こうした状況の中で、岐阜県では県産材を安定的に生産するために低コストというものを 看板に掲げまして、取り組んでいます。また、もうあと1年ほどになりますけども、中津川 市で合板工場の稼動も見込まれています。こうしたことから県産材の需要というのも拡がっ てくるだろうと思っております。ご存知のように国産材を安く大量に必要ということから、 九州や東北などでは、大面積皆伐、またその後に植栽しないというような事例も多くなって おります。

そこで本日の議題になるわけですけれども、宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立、そのほか4流域の変更ということになります。今回、特に大面積皆伐を制限する新たな森林整備の技術的な方針を取りまとめております。先ほど言いましたように、大面積皆伐の圧力が全国的にこれから広まっていくだろうという中で、あらかじめこういう規制、制限を設けることによって岐阜県の山を健全に守りたいという思いで今回載せさせていただきます。詳細につきましては後ほど述べさせていただきます。

ご存知のように県財政がたいへん厳しい状況になっております。また、来年度の国の予算も不透明という中で、今後岐阜県の林政、森林・林業対策というものをやっていかなければならないわけですが、森林の状況は待ってくれないということでございます。今回審議をお願いします大面積皆伐の規制や合板工場などによります需要の拡大、さらには低コスト林業の普及というものを進めるためにも、われわれ県としまして最大限努力していきたいと思いますので、皆さんのご協力をお願いします。

先生方の活発なご意見を伺うことをお願いしまして簡単でございますが、私のあいさつと したいと思います。本日はよろしくお願いします。

【事務局(瀬上林政課技術総括監)】

本日は、岐阜県森林審議会委員15名中、12名の方のご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第17条第2項に定める会議の定足数である過半数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立いたしましたことをご報告させていただきます。

次に審議会の進め方でございますが、当審議会は審議内容の公平性・透明性の確保という 観点から公開により行うこととしております。また審議会の概要、出席者名簿等につきましても、情報公開制度または公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様方のご 理解とご協力の方をよろしくお願いいたします。

続きまして審議に入る前に、お手元の資料について確認させていただきます。事前にお配りしました資料が、次第と資料 1-1、1-2から 7までのもの、そして参考資料の 1 枚紙。本日お席にお配りしておりますのは、審議会の出席者名簿、裏面は配席となっております。あと資料 6 の補足資料、資料 8。未定稿と書いてございますが、「災害に強い森林づくり」に向けた新たな森林整備の考え方(案)、本日の会議の諮問文が机の上に置いてございます。また、基本計画の実施報告書が出来ましたのでお手元のほうに配布させていただいております。以上で会議の資料でございますが、各委員さん、よろしいでしょうか。

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては会長が務めることになっておりますので、会議の進行を林会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【林会長】

森 林政部長からも話がありましたように、森林・林業はさまざまな問題を抱えております。とくに本審議会は、経済情勢や社会情勢が変わろうとも地域森林計画ならびに技術的な課題といった本質的なものをきちんと計画的に実行していくことが重要な課題としてあてられております。そういう視点から本日の議事につきまして委員の皆様方の活発かつ適切なご意見を賜りまして、いい方向性を得つつ審議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、これより議事に入ります。まず岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定により、本日の議事録署名者には、河内委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、1番目の議事に入ります。本日の審議事項の諮問文を事務局から朗読を願います。

【事務局(瀬上林政課技術総括監)】

それでは、朗読させていただきます。

林第648号 平成21年12月17日

岐阜県森林審議会会長 林進 様

岐阜県知事 古田肇

平成21年度第1回岐阜県森林審議会に係る諮問について

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 森林法第5条第1項に基づく宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- 2 森林法第5条第4項に基づく木曽川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区、

飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

以上でございます。

【林会長】

それでは、初めに議第1号 宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について並びに木 曽川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区、及び飛騨川森林計画区の地域森林 計画の変更について、以上を上程いたします。

それでは議第1号 宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について、木曽川、揖斐川、 長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について、事務局より説明をお願いしま す。

【事務局(神田林政課森林調査担当技術課長補佐)】

林政課の森林調査担当の神田と申します。宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立及び その他4つの計画区の変更の内容につきまして、前のスライドを用いまして説明させていた だきます。お手元の右肩の部分に説明資料と書いてあります資料をご覧ください。

はじめに森林計画制度についてです。森林計画は、長期的な視点に立って計画的かつ適切な森林の取扱いの基準等を定めたものでございます。国が立てます全国森林計画に即しまして、県では地域森林計画を立てます。これが、本日皆様方にご審議していただく計画となります。この地域森林計画に適合するよう市町村では市町村森林整備計画を立てることとなります。岐阜県の森林計画区は5計画区ございます。毎年1計画区において樹立をおこなっています。今年度は、宮・庄川地域森林計画の樹立となっています。

地域森林計画で定める事項でございますが、市町村森林整備計画の指針及び伐採量等の計画でございます。今年度の大きな見直し点としまして2点ございます。1点目が皆様方にお手元に追加で配布させていただいております、「災害に強い森林づくりに向けた新たな森林整備の考え方」を地域森林計画に反映したということでございます。この「新たな森林整備の考え方」につきましては、大型合板工場の誘致など県産材の需要拡大対策を進めておりますが、これに伴いまして大面積の森林伐採が今後行われる可能性が高くなっております。

また伐採後植栽が行われず、山地災害の発生の増加が危惧されることとなります。そのため、「環境への配慮」と「効率的な木材生産」を両立した災害に強い森林づくりを実現するため、今から手を打っておこうというものです。主な内容としましては、小面積かつ分散的な伐採、保護樹帯の確保、人工林を伐採した場合は植栽を原則とし、また作業道に関して基準を充実させています。

県においては地域森林計画に盛り込み、また市町村では今作業中ですが、市町村森林整備計画に盛り込んでいただきます。そして来年の4月から森林法10条の8に基づく伐採届の確認等によりまして、森林所有者等に遵守させていくこととなります。なお、「新たな森林整備の考え方」につきましては、今年の春から林業関係者や有識者の意見を聴取しまして、取りまとめたものでございます。

大きな見直しの2点目としまして、よりわかりやすくするということで、順次、構成の見直しを行ってきました。今回の見直しで5計画区全ての見直しが一通り終わることとなります。

宮・庄川森林計画区の概要でございます。宮・庄川森林計画区は、岐阜県の北部に位置します。高山市、飛騨市、白川村の2市1村で日本海型の気候に属しております。計画区の人口は県下の6%弱の12万3千人余でございます。また産業別就業者数では、第1次産業が10%程度、林業が0.35%を占めております。県全体の林業従事者は0.12%ですので、この計画区は林業従事者が多いのが特徴であります。計画区の森林面積は30万8千haで県下の36%を占めております。計画区の中で一番森林率が高い計画区となっております。30万8千haのうち、国有林は11万8千haを占めておりまして、国有林が多いのが特徴となっております。樹種別では県全体と比較しまして、広葉樹の占める割合が多いのが計画区の特徴でございます。所有形態では個人所有が少なく、市町村有、会社有等の割合が多いのが計画区の特徴でございます。また所有規模別では1ha未満が少なく、5ha以上の所有者が多いのがこの計画区の特徴でございます。本道密度は、県全体と比較しまして1m/haほど低く、また森林技術者は230名で県下の20%、特用林産物につきましては、生しいたけ、なめこが県全体の1/3の程度の生産量となっております。保安林の指定は県全体と比較しまして、4%ほど多い指定となっております。また、ご覧のような自然公園等がございます。

計画区の対象民有林の面積でございますが、19万452haであります。前回の計画時より453ha ほど減少しています。このうち270haほどは、道路の開設に伴うものでございます。

地域森林計画では森林の機能に着目しまして、「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3区分にゾーニングいたしまして、それぞれの機能を重視した森林整備を行うこととしています。具体的な区域につきましては、市町村森林整備計画で定めることとなっております。ここからが市町村森林整備計画の指針として定める基準及び計画量になります。

まず伐採についてですが、基準は育成単層林、育成複層林、天然生林の3つに区分し示しております。朱書きの部分が、今回「新たな森林整備の考え方」で追加した部分でございます。

共通事項としまして、空間的・時間的な分散、造林限界では大面積伐採は行わない、天然 林で萌芽更新が見込まれない場合は母樹を残すこととしております。

育成単層林施業でございますが、これは一定のまとまりの森林を一度に伐採し、植栽等により単一の層の森林を成立させるという施業になります。急傾斜地や岩石地等での保残木を集団的に配置し、尾根や谷筋等では保護樹帯を設置することとしています。育成複層林施業でございますが、これは部分的に伐採し、その後、植栽等により2層以上の森林を成立させる施業となります。皆伐におきましては、保残木、保護樹帯の設置、裸地化の回避などの基準を掲げてございます。

天然林施業でございますが、人の手をかけないで、自然力に任せる施業でございます。皆 伐の場合は必要に応じて保護樹帯を設置することとしています。立木の標準伐期齢等の指針 でございます。標準伐期齢とは、蓄積を林齢で割ったもの、つまり平均生長量でございます が、これが最大となる林齢を基準としまして、ご覧の表のとおりとしております。保安林で は、この林齢に達するまでは伐採は認められないということとなります。伐採を見合わせる べき林齢でございますが、これは1年の生長量が最大となる林齢、連年生長量といっており ますが、この林齢を基準としまして、ご覧の表のとおりとしております。普通林においては、 この林齢に達するまでは伐採届は受理しないということになります。伐採の計画量ですが、 49万㎡を計画しています。計画量につきましては、国からの割り振りと最近の傾向を踏まえ て計画しています。

続いて造林に関する基準でございます。造林樹種につきましては、適地適木を基本としまして、目的を持って樹種・植栽本数を決定することとしている他、積雪深及びカシノナガキクイムシ被害の対応指針等を示しております。人工造林の植栽本数でございますが、1,000本から5,000本としています。植栽によらなければならない適確な更新が困難な森林については、今回の「新たな森林整備の考え方」によりまして、人工林は原則指定することとしたところです。具体的には市町村森林整備計画の中で指定するということになります。造林の計画量でございますが、3,710haを計画しております。

続いて間伐、保育に関する指針でございます。適正な間伐、伐採木が下流へ流出しないような措置、また生育が悪い人工林につきましては、強度の間伐を進め、将来的には天然林へ移行させることを追加しております。

冠雪害の発生防止のための指針でございます。形状比、これは樹高を胸高直径で割ったものでございますが、形状比が70以上の冠雪害の危険性が高いところでは、巻き枯らし間伐の導入を盛り込んでおります。スギ、ヒノキの標準的な間伐の基準でございます。それぞれ3回の間伐によりまして、最終的には1,100本から1,200本に仕立てることを標準としております。間伐の計画量でございますが、172万7千㎡を計画しています。保育の基準でございます。スギ、ヒノキにつきまして生長に合わせて下刈りから雪起こしまで、ご覧の表のとおりの基準を標準としています。流木災害監視地域における森林整備についてです。流木災害監視地域は、平成11年、12年の大規模な流木災害を契機に県独自に指定をしたところであります。この計画区では38%の7万1千ha弱を指定しております。この流木災害監視地域では間伐を重点的に実施することとしております。

林道の整備に関する基本的な考え方でございます。「水土保全林」では、集約的施業を推進するための高密路網の整備、「森林と人との共生林」では、新たな開設の回避、「資源の循環利用林」では、高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとしております。林道の整備計画量でございます。林道は、地域森林計画に位置づけていないと国庫補助の採択がされないということもあります。見込みがあるものについては全て掲げてございます。ご覧の表のとおり計画としております。

続きまして作業道の開設についてでございます。今回の「新たな森林整備の考え方」によりまして、詳細な基準まで盛り込んでおります。災害に強く、かつ必要最小限の開設を意識しまして、線形の選定方法、切土、盛土の施工方法、それから水や残土等の処理につきましてご覧の表のとおりの指針としております。

また林産物の搬出に関する事項としまして、大規模な地表の攪乱を避けるということを追加しております。

保安施設に関する事項でございます。当該計画区は平成11年、16年と大規模な災害が発生した地域でございます。今後も治山事業を推進していくこととしております。保安林の面積は、計画期間内に2,000haほどの指定を計画しております。ほとんどが治山事業により指定する分でございます。治山工事の計画量につきましては、ほぼ前回並みの計画としております。また要整備森林につきまして、今回28haほどを指定しております。要整備森林とは、保安林内で緊急的に間伐等を実施すべき森林につきまして、森林所有者の責任で行っていただくために指定するものでございます。

森林の保護及び管理に関する事項では、被害木の適切な処理と補植の実施につきまして追

加をしております。続きまして森林施業の合理化に関する事項でございます。建設業など異業種の参入促進、ぎふ証明材の利用普及につきまして追加をしております。

続きまして、木曽川、揖斐川、長良川、飛騨川の各地域森林計画の変更案についてございます。変更内容は4計画区とも同じ内容でございます。森林面積につきまして、市町村等からの依頼により整理しております。また樹立と同じく、「災害に強い森林づくりに向けた新たな森林整備の考え方」を反映しております。計画量としまして、林道、治山、要整備森林面積につきまして見直しを行っております。これは、木曽川地域森林計画の変更の計画量でございます。森林面積、林道、治山、要整備森林につきましては計画量について見直しをしております。括弧書きが変更前の計画量でございます。これは、揖斐川地域森林計画の変更の計画量でございます。同じく、長良川地域森林計画の変更の計画量でございます。これは、飛騨川地域森林計画の変更の計画量でございます。

また「災害に強い森林づくりに向けた新たな森林整備の考え方」につきまして、この春から林業関係者や有識者に意見聴取を行ってきました。これは、その経緯でございます。後で見ていただくようお願いいたします。以上、宮・庄川地域森林計画の樹立及びその他4計画区の変更について説明をさせていただきましたが、ここで、資料6と本日追加でお配りしております資料6補足の資料をご覧にいただきたいと思います。この森林計画書案につきまして、森林法第6条第1項に基づき、10月30日から11月30日まで縦覧を行いました。その結果、全計画区にかかる意見申立が2件ございました。また、併せて森林法第6条第3項に基づく意見聴取を全市町村長及び中部森林管理局長に行ったところ、特に意見はございませんでした。

森林法第6条第4項に基づき、意見の要旨を審議会に提出することとなっておりますので、 事務局の処理案と併せて説明をさせていただきたいと思います。意見の1件目でございます。 伐採に関する事項としまして、「架線系集材によらなければならない作業地においては、保 残木は極力集団的配置とし、また安定した林地においては、保残木義務を緩和されたい。」 という意見でございます。この意見は、前段の部分、架線集材を行う場合、保残木を集団的 配置としていただきたいというものと、後段の部分、安定した林地においては、保残木を緩 和してほしいというものの2点に分けられます。この部分につきましては、資料1-1の宮・ 庄川地域森林計画書では、31頁、資料2から5のその他の変更計画書では、3頁になります。 前段の部分につきましては、①の3行目から「保残木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分 に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集団的に配置する。」としております。意見 の内容はここに含まれておりますので、修正はしないことと考えております。後段の部分に ついてございます。同じく①の2行目からの括弧内の部分でございます。既に修正を行って おりますけれども、「1haを超える皆伐は、保残木として平均径以上の立木を1haあたり50 ~100本程度を残す」についての意見でございます。この部分につきましては、当初、縦覧は 1haあたり100本としておりました。これは当初、急傾斜地や多雪地帯など厳しい条件のもと で行われている保残木施業の実績というものから、想定をしておりました。今回、保残木施 業を全県的に行っていただくということから、林況や地形に応じた対応が必要となります。 そのため、1haあたり50本から100本という幅を持たせた内容に修正したいと考えております。 意見の2点目でございます。同じく伐採に関する事項としまして、「植栽を前提とした天 然林の伐採においても、一定期間母樹を残す規定を緩和されたい」という意見でございます。 この部分については、資料1-1の宮・庄川地域森林計画書では、31頁でございます。資料 2から5のその他の変更計画書では3頁の共通事項の丸印の3つ目に対する意見になります。母樹を残す規定は、天然更新を行う場合でございます。人工造林の場合には該当しませんので、修正はしないことと考えております。なお、意見申立の要旨と処理結果につきましては、森林法第6条第6項に基づきまして審議会の審議を経て公表をするということになります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【林会長】

以上議案の説明をしていただきました。ただいま説明のありました宮・庄川森林計画区の 地域森林計画の樹立について、木曽川、揖斐川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計 画の変更について、地域森林計画(案)の申立意見に対する処理方針案について、以上全部を 含めまして、ご意見、ご質問等がありましたら、ぜひお願いします。

【伊藤委員】

架線集材等に関する件ですが、森林整備基準ということで、第4章(1)②のところに「林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持のために必要がある場合には、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置する。」の次に括弧書きで1haを超える人工林の伐採に皆伐にあたっては、保護樹帯として2から3列の20mから30m程度の幅で残すと書いてありますが、これはどうしても残さなくてはいけないものなのですか。そうではなくてどこかに列状等でよいのか、そのあたりはどう考えているのですか。

【事務局(神田林政課森林調査担当技術課長補佐)】

1 haを超える人工林の伐採にあたっては、保護樹帯として谷筋、尾根、人家道路沿いの急傾斜地で設けていただきたい。その下の四角内に書いてありますように、尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所で設けていただきたいということであります。

【伊藤委員】

20から30mの帯で残さなくてもいいという解釈でよろしいでしょうか。路網ができる範囲であれば、この程度は残ると思われるが、索道あるいは架線等で材を出す場合においては、どうしても左右に引っ掛かるということで範囲がかなり広くなってしまうということであります。そのため岩場や急傾斜地ですとなかなか路網は入らないので、等高線上に20mの帯を残すことになるとたいへん難しいかなと思っております。その分だけどこかで塊で残せばいいものかということをお聞きしたい。

【事務局(神田林政課森林調査担当技術課長補佐)】

ずっと切れずに残すことではなく、途中で切れてもよいと考えております。

【林会長】

保護樹帯に対する解釈は、尾根、谷筋などの場所において1haを超える人工林の伐採の場合には、保護樹帯を2から3列程度を残すことであって、なにがなんでも残すということでは

ないということですね。

【事務局(平井林政課森林づくり担当技術課長補佐)】

今のご質問ですが、保護樹帯がずっと切れ目なく残すという意味ではございません。当然 架線を張る場合には、邪魔になるところがあります。絵を見ていただきますと、保護樹帯が 密に並んでいるように見えますけれども、ところどころ空いているところもあります。これ はイメージでありますので、保護樹帯を隙間なく並べてほしいのではなく、邪魔にならない 程度に残してほしいという意味でございます。

【伊藤委員】

わかりました。そういうことであれば私もいいかなと思っております。

【林会長】

「災害に強い森林づくり」という、かなり踏み込んだ技術指針が示されておりますので、 その確認等も含めてご質問等をよろしくお願いします。

【安江委員】

そこに住む人であって、そこの地域の人であって、どうすることがそこの地域にとっていいかということを考えられる人であれば、伊藤委員が言われたことはクリアーできると思われます。しかし、自分はその地域に住まない、よそからきて施業をやる人は、コストだけを考えて材を出せるだけ出す。そういう人たちにとって歯止めになるような形で運用をしていただかないと、最終的に困るのはその山がある地域の人たちであるので、そのあたりを上手に考えていただきたい。

【事務局(平井林政課森林づくり担当技術課長補佐)】

今のご意見でございますが、今回改正する趣旨は、岐阜県森林施業協会さん等にも、前もって話をさせていただきました。その地域に住んで、そこで山の施業をやっていただいている方は、自分の山を守るという意識で一生懸命やっていただいております。しかし他県から入ってきて低コスト木材生産を追求する方々に、岐阜県の山を守らせるという意味で、「新たな森林整備の考え方」を計画に盛り込んだということです。今後、県と市町村が協力して、よそからくる人たちにも指導させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

【伊藤委員】

1 haあたり50から100本を残すことになっておりますが、私の経験では、ヒノキは単木にすると枯れるケースが多いかなと思っている。できるかぎり固めたほうがいいかなと思っている。今まで密生していたものを単木にしてしまうと、ヒノキは枯れてしまう。そうなれば、残した意味がなくなってしまうので、できるだけ固めたほうがよいかなと経験上のアドバイスとして申し上げたいと思います。

【事務局(瀬上林政課技術総括監)】

たいへん、いいご意見ありがとうございます。今までは伐採届だけでしたが、実際に運用する4月からは、図面も付けていただいて、どういう形で現地に木を残すかという資料を出していただくことになりますので、その段階で市町村、県が確認して、この内容でいいのか悪いのか、この基準でいいのかどうか判断させていただきますので、そういった段階でしっかり現場を見ていきたいと思っております。

【林会長】

木村委員、何かご意見はありましたら、お願いします。

【木村委員】

特にございません。

【林会長】

中原委員、何かご意見はありませんか。

【中原委員】

特にございませんが、前から不思議に思ったことがございます。計画には標準伐期齢というのが設定されており本計画書の33頁にあります。標準伐期齢は長良川流域とか、宮・庄川流域の各地域によって違いますが、標準伐期齢×2-10という算式が意味するものはなにかについて伺いたいと思っております。僕が勝手に理解しているのは、林野庁の指導のもと森林整備などに補助金を出すときの1つの目安としか思えない。政権が変わったこともあり、林野庁も変わろうとしている中でこれが果たして何を意味するものか、またこの標準伐期齢を誰が決めたのか、聞きたいくらい不思議なものであります。

岐阜県はどういうふうに捉えているのか、また、標準伐期齢×2-10をご説明していただきたい。今、伊藤委員からお話があったように森林整備をやるときにこれに該当しないものは触ってはいけないルールがあるぐらいである。標準伐期齢が5年足りないばっかりにまだこの木は見送らなければならない。ところが作業道は整備した。合理化を進めていくとやった方がいいけれども、補助金の対象外だから所有者に還元できない等、今いろいろ問題が出てきていると思いますが、標準伐期齢は何を意味するものなのかということと、標準伐期齢×2-10の意味することをご説明していただきたい。

【事務局(神田林政課森林調査担当技術課長補佐)】

標準伐期齢とは、蓄積を林齢で割ったもの、平均生長量でございます。平均生長量が最大となる林齢を基準として設定されています。林地におきまして、最大の蓄積とするということと、またこの標準伐期齢で伐採するのが一番効率的になるという基準でもって定めております。

ただし、標準伐期齢というものは、この林齢で伐れというものではございません。長伐期の伐採林齢につきましては、中原委員がおっしゃるとおり、長伐期施業という流れの中で標準的な伐採林齢というものを国の方で決めたものであります。

【林会長】

分かりにくいですね。言葉の使い方として、伐期齢というのは計画された伐採林齢のことで、伐採林齢は結果的に何年で伐採されているかという事実を示した言葉であります。また生長量、生長率で計算して、柱などその利用に適する太さに達するときに伐るのが利用伐期齢といいます。しかしながら、実際には様々な林齢や林分があります、それを団地施業をやったときに利用伐期齢とか標準伐期齢に達しないものが当然でてきます。そうすると、長伐期施業となった場合には、さまざまな林齢で結果的に伐採林齢があらわれてくる。それを平均化したときに全体でどのくらいの水準なのか、データが集まってくると、それを計算してみると、地域で設定した標準伐期齢×2-10に収まっている。そういう考え方で式が作られているというふうに理解されればいいのかと思います。したがって、地元の方で伐採林齢があがっていくかどうかによって、標準伐期齢×2-10の基準にしたときにこれ以上というのはありえない。森林計画の中で使われる言葉が伐期齢であり、経営学のなかでも伐期齢、さまざまな伐採林齢がある。森林計画の場合は森林生産量が最大になることを目的としており、生長量が最大に達したときに伐採するのが、持続的な社会にとっていちばんよい。森林経営学的の意味での規定でありますので、林野庁が決めたのでなくて地域によって違います。

【木村委員】

1つの目安という形で考えてもらわざるを得ない。木を伐るのは、トヨタが自動車をつくるときの即時生産ではなくて、期待生産である。そういうところでの1つの目安として、この数字が出ている。これを厳密にやりだすと地域によってこの数字が変わってくる。また、それを言いだすとたぶん、こういう計画をつくることは難しいと思われます。

【林会長】

石川委員、何かご意見はありませんか。

【石川委員】

ありません。

【林会長】

高橋委員、何かご意見はありませんか。

【髙橋委員】

別にありません。

【林会長】

日置委員、何かご意見はありませんか。

【日置委員】

ありません。

【林会長】

矢口委員、何かご意見はありませんか。

【矢口委員】

ありません。

【林会長】

加納委員、何かご意見はありませんか。

【加納委員】

ありません。

【林会長】

河内委員、何かご意見はありませんか。

【河内委員】

ありません。

【林会長】

小林委員、何かご意見はありませんか。

【小林委員】

ありません。

【林会長】

それでは、今回の地域森林計画の樹立及び変更、「災害に強い森林づくりに向けた森林整備の考え方」など非常に丁寧に整理されております。このような技術的な指針を示した森林計画の樹立は熱心的であり、委員の皆様のご理解をいただければと会長としてお願いしたいと思います。全委員からご意見を伺いましたが、特に異議はないということで、議第1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認めることで答申してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしということで、それでは議第1号につきましては、原案のとおり決定することを 適当と認めると答申したいと思います。

[答申(案)配布]

それでは、答申文の案を読ませていただきます。

(案)

岐森審第 号

平成21年12月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県森林審議会会長 林 進

地域森林計画の樹立及び同計画の変更について (答申)

平成21年12月17日付け林第648号をもって諮問のありました下記について、原 案のとおり決定することを適当と認めます。

記

- 1 森林法第5条第1項に基づく宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- 2 森林法第5条第4項に基づく木曽川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画 区、飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

以上でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。それではこれを正式な答申書として県知事あてに提出することに決まりました。今日の審議事項は終了させていただきます。引き続きまして、報告事項に入ります。林地部会の審議状況等につきまして林地部会長であります木村委員から報告をお願いします。

【木村部会長】

それではご報告いたします。林地部会におきましては、昨年の12月22日と本年の3月27日の2回部会を開催いたしまして、林地開発許可事案について2件の審議を行いました。

審議の結果、2件とも「森林法の規定に照らして支障がないものと認める」との答申をいたしました。なお、詳細につきましては事務局から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【山村治山課長】

治山課長の山村でございます。よろしくお願いします。資料7をご覧ください。お手元の資料7の「1. 林地開発許可等の報告について」ご報告させていただきます。報告の対象期間は、林地部会長からお話がありましたように、昨年12月から本年11月末日までの間に、林地開発の新規許可又は変更許可をした案件になります。この期間内で林地部会への諮問を要しなかった許可件数は16件になります。その内訳は表にありますように、新規許可3件、変更許可13件で合計16件、開発行為に係る森林面積は総面積で約145haとなっております。また、2頁に個別案件について、一覧表でとりまとめておりますので、ご覧ください。網掛け部分が新規であります。参考までに資料にはつけておりませんけれども、近年の新規林地開発許可件数の状況でございますが、ピークの平成2年度には36件でありました。平成19年度は8件、平成20年度は5件、今年度につきましては0件ということで減少している状況

であります。

次に2番目の岐阜県森林審議会林地部会の審議状況についてご説明いたします。表の1件 目は保安林解除の関係であります。これにつきましては、昨年度、審議結果についてはご報 告した案件でありますが、保安林以外の森林について平成21年3月30日に林地開発を許可 し、先ほど「1」でご説明させていただきましたが、林地開発許可状況の報告件数にあげて おりますので、審議状況として参考までにあげさせていただきました。内容は、岐阜市椿洞 地内における土石の採掘に伴う事案でございます。2件目ですが、昨年12月22日に森林審 議会本会終了後に開催されました平成20年度第3回林地部会におきまして、関市黒屋地内に おける工場用地の造成に伴う林地開発許可について審議していただきました。この事業地は、 既存の工業団地に隣接した森林において、新たに 10ha を超える工場用地を造成するため、諮 問されたものであります。 3件目ですが、3月27日に開催されました平成20年度第4回の 林地部会におきまして、揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬地内などにおける土石等の採掘に伴う林地 開発変更許可について審議していただきました。この事業地は、林地開発許可基準の50度を 超えた70度の法面勾配に変更するため、その変更後の法面勾配が安全であることを証明する 調査結果を基に、許可変更が妥当であるか否かを諮問されたものであります。また、4頁か ら6頁にかけまして、3件の審議案件についての答申文の写しを添付してございますが、こ れにつきましては森林法の規定に基づき、災害の防止、環境の保全等の観点から慎重な審議 をしていただいた結果、特に附帯意見等もなく、「森林法の規定に照らして支障がないもの と認める」との答申をいただいたところでございます。なお、平成21年4月以降につきまし ては、林地部会の開催はございませんでした。以上、ご報告させていただきます。

【林会長】

ただいま説明のありました林地開発許可事案に関する報告事項につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。報告事項承認ということで進めてください。 それでは、その他の事項に入ります。林政の動向につきまして、説明をお願いします。

【松葉林政課長】

林政課長の松葉でございます。森林・林業政策にかかる最近の国の動向につきまして、資料8に基づきご説明させていただきます。

右上に資料8と書いたA4の資料を配布しておりますが、森林・林業政策にかかる最近の国の動向ということで、概算要求から始まりまして、緊急雇用対策、第2次補正という流れの中で、国の政策がどうなって、変わってきたのかを示したものであります。9月の政権交代以降の状況で、10月15日に一度出されました林野庁の概算要求が再提出になりました。この時の全体像、考え方が裏面に概念図がありますのでご覧に頂きたいと思います。新たな政権の下で「コンクリート社会から木の社会へ」というキャッチフレーズとしました森林・林業政策改革の全体像でございます。先ほど申し上げましたように概算要求を再提出した際に、策定されました資料でございまして、新政権が目指しております森林・林業政策改革の全体像というものでございます。この上の部分がいわゆる川上分野、下の方が川下分野となりますが、いわゆる川上の分野におきましては、効率的な森林整備の推進と間伐材等の安定供給を政策課題としております。路網の整備を加速化しつつ間伐を推進することと、集約化施業を加速化することが、施策の柱とされております。このために作業道と高性能林業機械との

組み合わせによる低コスト作業システムを一般化することや、原則として補助対象となるす べての森林施業を集約化施業に転換するという考え方が示されております。さらにこれらの 施策のために条件整備の支援も行うこと、それから山村での雇用や産業創出を図りまして山 村の活性化を促進するということとされております。川下の分野では、間伐材をはじめとす る国産材の100%活用ということが政策課題とされております。国産材住宅、公共施設等へ木 材利用、バイオマス利用、火力発電等における利用等を推進することとされております。さ らに川下と川上をつなぐ意味で、国産材の加工流通構造の改革ということも政策課題とされ ております。このため、大規模化とか効率化のための体制整備を図ることが出されておりま す。もう一度表をご覧いただきたいと思います。この時点での治山事業、林道事業などの公 共事業の予算の状況は、対前年度比で15%程度の削減となっております。11月11日から27日 まで続いた事業仕分けにおいて、平成22年度概算要求に一度計上されておりました「里山エ リア再生交付金」、「森林整備への支援」の事業が廃止や予算計上の見送りということとな っております。森林整備の支援につきましては、前の政権で1次補正で創設されました森林 整備加速化・林業再生基金事業は、平成23年度までの基金事業でございますけれども、こう いうもので対応可能ということがありまして予算計上の見送りになりました。10月23日には 緊急雇用対策が決定されました。グリーン雇用の創造という柱立ての中で森林・林業再生の 推進に必要な人材育成確保のための施策を講ずることとされたものであります。森林整備加 速化・林業再生基金事業の実施に当たりましても事業者に人材養成研修の実行が義務づけら れるなど、運用改善が図られたところでございます。また、政府は年内を目処に「森林・林 業再生プラン(仮称)」を策定する予定であります。12月8日には緊急経済対策というもの が取りまとめられ、これを実施するため、12月15日に総額7.2兆円規模の第2次補正という政 府案が示されております。

林野庁関係では環境対策の一環としまして、森林・林業再生の加速ということで、約42億 円が計上されております。内容としましては4つの事業項目がございます。1つ目は森林施 業の集約化を促進するための施業プランナーの育成、そして専門家派遣というものでありま す。2つ目はコスト低減を図るための先進林業機械の導入促進とそのオペレーターの養成と いうものであります。3つ目は森林・林業再生に向けたノウハウ確立のため、先行する地域 において路網の整備、集約化プランナー育成などの全体計画を策定した上での利用間伐の実 践的な実施というものであります。4つ目は地域材を活用した製品の実用化のための部材開 発等の支援でございます。それからこれ以外に地方の支援で、地方公共団体によるきめ細か なインフラ整備などを支援する交付金、総額5,000億円というのが創設されまして、その対象 事業の中に森林における路網整備が盛り込まれております。 2次補正の主な内容でございま す。2次補正が目指す森林・林業再生の加速についての政策目標でございますが、それぞれ の施策に対応した目標が掲げられております。まず1つ目は、集約化施業に取り組む林業経 営体・事業体が平成23年度末までにカバーできる体制を整備することとであります。2つ目 は、素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合を平成27年度までに6割ま でに拡大するものであります。3つ目は、全国5地域程度で森林・林業再生プランに基づく 先行的な取り組みを実施することとなっております。4つ目は、木材供給・利用量を平成27 年度までに35%拡大するということであります。本県としましても先ほど部長が冒頭で申し ましたが、厳しい財政状況で国の森林・林業政策の改革の方針に基づきまして、今後、積極 的に各種の施策とか、森プロなどのプロジェクトを展開しまして森林環境の保全と木材生産

の増大の両立を目指した事業展開をしていくこととしております。以上で説明を終わらせて いただきます。

【林会長】

ただいまの説明のいただきました件につきまして、何か質問等がございましたらお願いします。

【日置委員】

説明をしていただきました緊急経済対策、平成21年度の第2次補正の5,000億円のインフラ整備の支援ですけども、具体的にはこれからどのような手順で、市町村等の事業計画提出や交付金の配布についておこなわれるのか、県に情報が入っておりましたら教えてください。

【松葉林政課長】

私ども、情報収集に努めているところでございます。まだ、詳細な点が示されておりませんので情報収集に努めながら、情報が入りしだい市町村の皆様方にも情報共有を図っていきたいと思っております。

【林会長】

政策目標から見ると全国5地域程度に先行的に実践と書いてありますが、岐阜県が今まで やってきたことで十分対応できそうな感じがするが、部長そのあたりはいかがでしょうか。

【森 林政部長】

会長のおっしゃるとおりで、この方向自体は岐阜県が基本計画の中で進めてきた方向です。 国がこういう方針を出すことによって加速化されると思われます。なかなか現場の方がすべて対応できるのかが心配でありますけども、この方向に向かうべきだという考え方は変わっていません。特に森林・林業再生プランというものを、今年中につくるという話でしたが、まだ何もわかりません。12月15日に2次補正の項目はでましたが、内容についてはぜんぜん分からない状況であります。来週の月曜日くらいにある程度の姿がみえるのかなと思っています。職員を林野庁へ行かせて情報収集させているのですが、できるだけ早く情報をつかみ的確に対応することが行政の役割だろうと思っております。先ほど課長が申しましたように新しい情報を掴みしだい、皆様方にお知らせして対応していただきたいと思っております。

【石川委員】

今まで農水、林政は、県計画、市町村計画があって、予算の配分も概ねその計画に基づいて国に上がっていくものですけども、今回の政治主導になると、実際に交付金でくるのか、手当てでくるのか、補助金でくるのかという形もわからず、全くどうやって計画をたてていいのか分からない。要望が民主党の幹事長へ全部集めることになると、県を通らずに代議士を通して要望していくのか。そうではなくて、実際の予算配分を決めたところでそれぞれ官庁の中で整理して、どのように市町村・県へ配分していくのかも分からない。実際に予算計上するときに困ってしまう。県の情報より民主党に強い力のある人たちの情報網がはるかに早い。これに対して県はどう対策を考えているのか。

【森 林政部長】

一般論としては、全くわからない。個人的なつながりを通じていろいろ探っております。 林野庁がこの方向性を考えられるときにいろいろ相談もございまして、岐阜県の意見もかなり述べさせていただいております。そういうことでできるだけ正確な情報を早く伝えるよう動いておりますが、予算そのものの配分になりますとどういうふうに決められるのか、我々も全く分からない状況であります。ただ補正予算の42億円については、県、市町村を通しますと相当時間がかかってしまい現場が動けないということで、県や市町村を通さず直接事業体にいくような仕組みを考えているようですが、県と市町村が一緒になって考えることがないと動けませんので、そのあたりは対応していきたいと思っております。それから一括交付金ということで、農水関係で1,500億円といわれておりますが、土地改良と林とあわせて1,500億円といわれております。実際の配分はどうするのかについては、全く今のところ分かりません。今は言いようがなく、本当に来年度予算、県の予算がどうなるのかわからないというのが実情です。今週中になんとか情報を掴んで来年正月明け早々に対応を考えたいと思っております。

【中原委員】

ご説明を頂いた資料をみると、例えば集約化施業や、林道から作業道へシフトは、さすが47都道府県で林政部が存在する岐阜県の話みたい。集約化と連動する森林整備は、岐阜県では平成19年度から森プロで実施している。これを見ると部長は立場上言わないだけで、岐阜県林政部が実際に積み上げてきたことを形にしているように思えてしょうがない。これは誇るべきことかなと思っております。

さておきまして、この加速化の中で森林インフラを整備する、作業道を開設することにつ いて、来年22年度分の予算の要望を上げたら、作業道だけで10億円の予算に対し20億円の要 望があった。20億円の要望があるということは1m当たり1万円で考えると、県内に200km の作業道ができるということなのです。ただし本当にできるのか疑う。従来の森林整備の補 助金の要望のようにできもしないことを図面に書いて計画するが、実際やってみると途中で 人手が足らなくなり繰り越し事業になってしまう。繰り越しは、林業業界の古式ゆかしき文 化になっているぐらいで、そのあたりをきちんと精査しなければならない。道をつけるとき にいちばんポイントとなっているのは、集約化、作業地をどれだけ確保しているのかという 裏付けが必要。また、道が出来ているからこそ高性能林業機械とのマッチングによって、低 コスト化による森林整備ができる。すべての根本は、どれだけの面積をまとまった形で施業 地を確保しているかがいちばんのポイントであって、それがされていない者に対して道の開 設の補助金をだすのは、言語道断だと思います。また高性能林業機械のいく道がないのに、 どこで活躍するのかわからない高性能林業機械を購入するなど、本末転倒になると思うんで す。この部分については、きっちり精査しないといけないし、私の聞くところによりますと、 繰り越しは絶対にまかり通らない。年度内に事業が完結しないものについては、補助金の返 還請求までするという林野庁の方がいらっしゃる。森林整備をするところが虫食い状態でな くて、ある程度まとまっているからこそ、この道は何m必要で、そして森林の資源量をデー タと統計で計算した上でこれだけの高性能林業機械を使って費用対効果がこれだけあるとい うところまで根拠づけないと、最初で最後かもしれない莫大な特段の配慮の森林インフラ整 備と補助金の制度が吹っ飛ぶような気がする。このあたりについて、どういったプロテクション、ハードルというのか、企画というのか、計画を持っているのか、この場を借りて伺いたいと思います。

【森 林政部長】

おっしゃるとおりで、これをばらまきにしてはいけないということを強く感じております。 具体的には、作業道をつくる場合は、この箇所をいつにやるのかという計画を全て出していただく。そうしないと補助金をださないというふうに考えておりますし、林業機械についても、事業地をすべて確保した方にしか機械の補助は対応しないという方針でおります。そうしないと、やはり機械を買ったけれども遊んでいる。作業道はつくったけれども、山は間伐されないということになりかねません。特に予算の厳しい中で効果のある補助をしていくためには、そういうことは必要であります。担当のほうにも条件をつけて、事を進めるようにしております。ただ、今100%の計画を書けるものではないですから、各事務所が協力してその人たちといっしょに計画をつくるということも進めていきたいと思っております。

【小林委員】

資料8には「低炭素社会の実現に向けての国民の意識形成」になっており、もう「持続可能な社会」ではなくなってきたなということがすごく思いました。そこでエネルギーに関しまして、ペレットなどそういうものに関する利用計画がありましたら、お聞かせお願いします。

【正村県産材流通課長】

バイオマス利用の件につきまして、全体計画になるものはまだございませんが、地域的に バイオマス利用というのは、まだ利用が確立されたものではございません。モデル的に進め ようということで、今年度は揖斐でその取り組みをしております。また、これまでも製材の 端材等を利用したバイオマスペレット製造施設、それを利用する温泉施設におけるボイラ施 設に対する助成はしてきております。

今後は岐阜県の全体を見据えた上でどのように進めていくべきか、揖斐をモデル地域にして検討し事業を成立させることで、全体計画を策定していきたいと考えております。

【林会長】

火力発電における利用、中部電力なんかも補助的にしかなりませんけども、いろいろ試みていますけども、まだまだ非常に少ない。

【安江委員】

森林・林業政策の改革のところで、集約化施業の加速化があります。集約化施業というの を岐阜県はどう捉えられているのか、お聞きしたい。

【森 林政部長】

集約化と言いますのは、例えば森林所有者が何人かおられる1つの谷流域で、何人かの了解を得て計画的に施業をするのが集約化施業というものであります。林野庁は集約化施業に

ついていろいろなパターンを考えています。所有者が1人でなく複数のまとまりで30haという1つの単位で施業をおこなっていくことを想定しております。岐阜県はもう少し大きい面積で森プロをやっておりますが、500haくらいの流域の中で30haという集約化施業をたくさんつくって計画的にやっていくのがいちばん理想と考えています。流域全体でまとまらない場合でも最低30haからまとめていきたいと考えています。

【安江委員】

合計していったら30haになったのではなくて、集約化施業の最低面積が30haという考え方でよろしいのでしょうか。

【森 林政部長】

各地区によって違いますので、1つの作業道の利用範囲が30haという考え方をしながら、 現場を見て考えていきたいと思っております。

【矢口委員】

今の関連でございますけれども、地権者1人が30haの場合はどうなのか。仮に30ha以下で5から6人も地権者がいた場合は、どうなのか。ちょっと極論過ぎるかもしれませんが、ちょっと分かったらお願いします。

【森 林政部長】

具体的な内容はこれから考えていきたいと思います。林野庁の目標は平成24年度からということですので、この2年ほどで試行錯誤しながら進めていくことになります。少なくとも加速化基金で行う間伐は、100%の国費で行っているのですが、それにつきましては集約化されたもの、もしくは山奥で単発的にやらなければいけない部分もございます。市町村の全体計画の中で位置付けながらやっていく必要があります。そのため森林組合、県、市町村の協力のもとに全体を把握しながらやっていく必要があると思っております。

【中原委員】

加子母にセイホクを中心とした合板工場の着工が進められています。年間10万㎡の資源、原木を集めて、そこで合板をつくっていくような大きな構想があるのですが、いろんなネットワークをつくりながら、10万㎡を確保するような準備を進めているようです。

その中で30から40年前に農林金融公庫が、拡大造林政策に伴って大規模所有者に対して元本据え置きの低金利といって決して安くない金利でお金を貸した。大規模所有者は億単位のお金の融資を受けて、今はその償還がもう始まっている。ただそれに見合った形で木材が物価上昇しなかったことによって、破綻状況をきたしている大規模所有者、特に紀州で多いように聞いております。岐阜でもご他聞に漏れず、そういう箇所かあるように聞いております。ただ、そういったところを買い付けし、1ha単位で皆伐していけばある程度の材木が確保できるのはないかという動きをしているそうです。資源のあるところに合板工場があるのは理想的であるけれども、こういうことをすると今回の事案も一体なんのことかということになるので、そのあたりも目端を利かせながらやっていただきたいと思っております。

【石川委員】

森林・林業再生という話がありますが、どうしても聖域になるのは国有林。国有林は勝手にいろんなことをやる可能性は高いと思います。せっかく岐阜県がこれだけの森林計画をたててやっているわけですから、そういったものと整合性をとっていただくことが必要であると思われますが、どうでしょうか。

【森 林政部長】

制度的には民有林については、国有林と協議する。また国有林については、県のほうに協議するという形になっております。また新政権では、流域管理という考え方も一部ありまして、国有林と民有林を一体的に管理すべきだという意見もあります。しかし当面は今までどおり国有林は国有林、民有林は民有林という形で進むと思います。国有林の施業方法につきましては、いろいろ課題もあるかと思いますが、それは流域管理という中で地元の市町村長さんあたりがもっと強く言っていただく。もちろん県も言っていくことが必要かと思われます。

【林会長】

国有林、民有林全体を含んだ保全面での白山山系緑の回廊のモニタリングをやっており、 来月2月に岐阜市内で会議が開かれますので、局の計画担当に確認してみます。

【高橋委員】

今の件ですが、分収育林の場合全部皆伐しています。国有林は、現在は地域森林計画のルールでやっていません。国有林の入札は、択伐の場合はこのルールに沿っておりますけれども、分収育林の皆伐の場合はお客さんがものすごくいますから、どうしても伐ってしまうしかない。国有林の場合は、多くの方と約束しておりますから全部伐らないと契約違反になると思います。

【伊藤委員】

伐ってしまったあとは誰が植林するのかという話になると、ほとんど今の状態ではできないと思います。そうなってくるから、同時にやっていかないとぜんぜん意味がない。

【林会長】

この問題もおさえていただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。 岐阜県がやってきたことがモデルになるように精力的に成果を発揮していただければといいのかなと思っております。それでは長時間にわたり、いろいろご意見いただきましてありがとうございました。

【事務局(瀬上林政課技術総括監)】

会長には長時間にわたり議事の進行していただきまして、誠にありがとうございました。 また委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言をいただきましてありがとうございました。最 後に、森 林政部長からお礼を申し上げます。

【森 林政部長】

本日は長時間にわたりまして、貴重なご意見ありがとうございました。いただいた意見をこれからの森林・林業行政にぜひ打ち返していきたいと思っております。また、先ほど申しましたように国は、毎日かなり動いておりますので動向が分かりしだい、皆様の方に打ち出して、よりよい岐阜県の森林づくりをすすめていきたいと思いますので厚くお願いします。本日は本当にありがとうございました。

【事務局(瀬上林政課技術総括監)】

これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。誠にありがとうございました。

午後3時40分閉会